

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日(包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日)までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に<u>貸付契約を証する書類を添付し</u>、日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>(貸付契約の重大な内容変更等の通知)</p> <p>第3条 被保険者は、約款第20条第1項の規定に基づき貸付契約に重大な内容変更等(別表2に掲げる「貸付契約の重大な内容変更等」をいう。)を行ったことを通知するときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に、<u>当該変更を証する書類の写しを添付し</u>、本店に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日(包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日)までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に<u>貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート(2100)</u>を添付し、日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>(貸付契約の重大な内容変更等の通知)</p> <p>第3条 被保険者は、約款第20条第1項の規定に基づき貸付契約に重大な内容変更等(別表2に掲げる「貸付契約の重大な内容変更等」をいう。)を行ったことを通知するときは、別紙様式第2による貿易代金貸付保険変更承認申請書に、<u>当該変更の内容を収録したOCRシート(2100)及び当該変更を証す</u></p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;"><u>OCRシートの廃止</u></p> <p style="text-align: center;"><u>OCRシートの廃止</u></p>

<p>2 (略)</p> <p>第4条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(償還金額及び償還期確定の通知)</p> <p>第7条 保険契約者又は被保険者は、貸付金の全部について償還期限が確定したときは、約款第12条の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書を本店に提出するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた貸付契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。</p> <p>第8条 ～ 第9条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の信託に係る承認申請)</p> <p>第10条 被保険者は、約款第37条第1項の規定に基づき、<u>保険の目的又は保険金請求権の債権流動化を目的とした信託(自己信託を含む)について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、信託前に別紙様式第6-1による貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、<u>信託の日から1月以内に、別紙様式第6-2による貿易代金貸付保険保険目的等信託終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p> <p>(<u>保険の目的又は保険金請求権を引当とする信託受益権の譲渡に関する通知</u>)</p> <p>第11条 被保険者は、<u>保険の目的又は保険金請求権を債権流動</u></p>	<p><u>る書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(償還金額及び償還期確定の通知)</p> <p>第7条 保険契約者又は被保険者は、貸付金の全部について償還期限が確定したときは、約款第12条の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による償還金額・償還期確定の通知書(OCRシート2102)に別表(OCRシート2101)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた貸付契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。</p> <p>第8条 ～ 第9条 (略)</p>	<p><u>OCRシートの廃止</u></p> <p>2010年度より実施している信託スキームを活用した債権流動化に際しては、従前は保険の目的又は保険金請求権の譲渡に準じて手続きを実施。実際の運用実績も積み上がり、顧客からも約款等における記載の明確化の要望があることから、今次改正の対象とするもの。</p>
---	--	---

化のために信託し、信託受益権を第三者に譲渡した場合又は信託受益権の保有者に変更があった場合には、譲渡の日又は変更の日から1月以内に、別紙様式第6-3による受益者変更通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

(保険の目的又は保険金請求権を引当とする信託受益権の償還を目的とした責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の締結に関する通知)

第12条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権を債権流動化のために信託し、信託受益権の償還を資金用途とする責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を第三者と締結した場合又は責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の貸付債権が当初貸付人から第三者に譲渡された場合には、契約締結の日又は譲渡の日から1月以内に、別紙様式第6-4による責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書又は別紙様式第6-5による責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認申請)

第13条 被保険者は、約款第37条第3項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類（信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む）の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第6-6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書に、内容変更を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。但し、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第14条 被保険者は、約款第14条の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第10条 被保険者は、約款第14条の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知

するときは、別紙様式第7による貿易代金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第15条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険損失発生通知書又(以下「損失発生通知書」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が要求する場合には、別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書に必要事項を記載し提出するものとする。

(危険発生の通知)

第16条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第8による貿易代金貸付保険危険発生通知書(以下「危険発生通知書」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第17条 約款第16条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第10による貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第18条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第17条の規定に基づき当該金額の入金のあった日

するときは、別紙様式第6による貿易代金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第11条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第7による貿易代金貸付保険損失発生通知書又(以下「損失発生通知書」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が要求する場合には、別紙様式第8による貿易代金貸付保険債権登録通知書に必要事項を記載し提出するものとする。

(危険発生の通知)

第12条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第7による貿易代金貸付保険危険発生通知書(以下「危険発生通知書」という。)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第13条 約款第16条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第9による貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第14条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第17条の規定に基づき当該金額の入金のあった日

から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（確定債権登録通知）

- 第19条** 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期が確定している債権の登録を求めた場合には、別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書を本店に提出するものとする。
- 2 前項の登録を行った場合であって、損失発生通知書の提出前に入金があったときは、損失発生通知に併せ損失発生通知前の入金について、別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。

（保険金受取人の指定等の通知）

- 第20条** 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 被保険者は、約款第24条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第12による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）を添付し、本店に提出するものとする。

（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）

- 第21条** 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第25条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（確定債権登録通知）

- 第15条** 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期が確定している債権の登録を求めた場合には、別紙様式第8による貿易代金貸付保険債権登録通知書を本店に提出するものとする。
- 2 前項の登録を行った場合であって、損失発生通知書の提出前に入金があったときは、損失発生通知に併せ損失発生通知前の入金について、別紙様式第10による貿易代金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。

（保険金受取人の指定等の通知）

- 第16条** 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 被保険者は、約款第24条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第11による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したOCRシート（~~2~~1010）、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）を添付し、本店に提出するものとする。

（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）

- 第17条** 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第25条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

OCRシートの廃止

2 (略)

(保険金の支払の請求)

第 22 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 25 条の規定に基づき別紙様式第 14 による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、③、④、⑤、⑥(ロ)、⑦、⑨及び⑩の書類の提出を要しない。

① 保険金請求経緯書

- (イ) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、別紙様式第 15 による保険金請求経緯書
- (ロ) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意
- (i) 保険金請求に至る経緯
- (ii) 貸付契約の相手方との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)
なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。
- (iii) 貸付契約の相手方、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況
- (iv) 貸付契約の履行に関し、貸付契約の相手方が行っているクレーム(契約義務不履行等)の有無及び被保険者の対応状況
- (v) 今後の回収見通し
- (vi) 延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由を記載)

② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

③ 未決済額が確認できる書類

2 (略)

(保険金の支払の請求)

第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 25 条の規定に基づき別紙様式第 13 による貿易代金貸付保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、③、④、⑤、⑥(ロ)、⑦、⑨及び⑩の書類の提出を要しない。

① 保険金請求経緯書

- (イ) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、別紙様式第 14 による保険金請求経緯書
- (ロ) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意
- (i) 保険金請求に至る経緯
- (ii) 貸付契約の相手方との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)
なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。
- (iii) 貸付契約の相手方、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況
- (iv) 貸付契約の履行に関し、貸付契約の相手方が行っているクレーム(契約義務不履行等)の有無及び被保険者の対応状況
- (v) 今後の回収見通し
- (vi) 延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由を記載)

② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

③ 未決済額が確認できる書類

<p>④ 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>⑤ 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>⑥ 保険事故を証する書類</p> <p>(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>⑦ 支払保証付案件については、その保証状の写し (L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類)</p> <p>⑧ 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあつては、保険証券）</p> <p>⑨ 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>⑩ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑪ その他参考となる書類</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第23条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第1.6による貿易代金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(償還期限前の請求)</p> <p>第24条 被保険者は、約款第2.7条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第1.7による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に約款第3条に規定する事由の発生に</p>	<p>④ 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>⑤ 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>⑥ 保険事故を証する書類</p> <p>(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>⑦ 支払保証付案件については、その保証状の写し (L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類)</p> <p>⑧ 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあつては、保険証券）</p> <p>⑨ 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>⑩ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑪ その他参考となる書類</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第19条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第1.5による貿易代金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>(償還期限前の請求)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第2.7条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第1.6による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書に約款第3条に規定する事由の発生に</p>	
--	--	--

より償還期限までに代金等を回収することができないことが
 確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店
 に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第25条 被保険者は、約款第31条第1項に規定する認定を受け
 ようとするときは、別紙様式第18による貿易代金貸付保険回
 収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年
 4月1日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」と
 いう。）に定める終了認定事由により債権を回収することがで
 きないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又
 はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本
 貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出
 するものとする。この場合において、貸付契約の相手方が同一
 である複数の債権について、同時に認定を受けようとするとき
 は、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出するこ
 とができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第26条 被保険者は、約款第31条第2項の規定に基づき回収義
 務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様
 式第19による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書に
 履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなさ
 れた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場
 合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該
 通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定
 を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月
 ごとに本店に提出するものとする。

2 償還期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後
 で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規
 定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の
 日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務
 の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった
 場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するも
 のとする。

より償還期限までに代金等を回収することができないことが
 確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店
 に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第21条 被保険者は、約款第31条第1項に規定する認定を受け
 ようとするときは、別紙様式第17による貿易代金貸付保険回
 収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年
 4月1日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」と
 いう。）に定める終了認定事由により債権を回収することがで
 きないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又
 はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本
 貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出
 するものとする。この場合において、貸付契約の相手方が同一
 である複数の債権について、同時に認定を受けようとするとき
 は、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出するこ
 とができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第22条 被保険者は、約款第31条第2項の規定に基づき回収義
 務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様
 式第18による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書に
 履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなさ
 れた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場
 合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該
 通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定
 を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月
 ごとに本店に提出するものとする。

2 償還期限から2年を経過した場合には、当該経過した日以後
 で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規
 定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の
 日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務
 の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった
 場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するも
 のとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第19による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第27条 被保険者は、約款第31条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 (略)

(回収に要した費用の請求)

第28条 約款第31条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21による貿易代金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第29条 被保険者は、約款第31条第4項又は第32条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第2-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第2-2による貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第18による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、貸付契約の相手方が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第23条 被保険者は、約款第31条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第19による貿易代金貸付保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 (略)

(回収に要した費用の請求)

第24条 約款第31条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による貿易代金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第25条 被保険者は、約款第31条第4項又は第32条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第2-1-1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第2-1-2による貿易代金貸付保険権利行使等委任状(サービサー

回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第30条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第23による貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

第31条 ~ 第33条 (略)

附 則

1 この改正は、平成24年4月1日から実施する。

2 第2条、第3条、第7条及び第16条の規定にかかわらず、
 当分の間、OCRシート2100、OCRシート2100、OCRシート2102、OCRシート2101及びOCRシート2100による提出を認めるものとする。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ~ 2	(略)	
3	貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1

回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第26条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第22による貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

第27条 ~ 第29条 (略)

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ~ 2	(略)	
3	償還金額・償還期確定の通知書	1

<p>4 ~ 5 (略)</p> <p><u>6-1</u> 貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書 1 (1)</p> <p><u>6-2</u> 貿易代金貸付保険保険目的等信託終了通知書 1 (1)</p> <p><u>6-3</u> 受益者変更通知書 1 (1)</p> <p><u>6-4</u> 責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書 1 (1)</p> <p><u>6-5</u> 責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書 1 (1)</p> <p><u>6-6</u> 信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書 1 (1)</p> <p><u>7</u> 貿易代金貸付保険事情発生通知書 1</p> <p><u>8 ~ 23</u> (略)</p> <p>別表2 ~ 4 (略)</p> <p>別紙様式第1 ~ 5 (略)</p>	<p>4 ~ 5 (略)</p> <p><u>6</u> 貿易代金貸付保険事情発生通知書 1</p> <p><u>7 ~ 22</u> (略)</p> <p>別表2 ~ 4 (略)</p> <p>別紙様式第1 ~ 5 (略)</p>	
--	--	--